

令和7年12月12日

## 指定管理者の指定について（練馬区立中村橋福祉ケアセンター）

### 1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立中村橋福祉ケアセンターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

### 2 指定管理者

東京都台東区東上野三丁目18番11号  
社会福祉法人 東京援護協会  
理事長 中 村 明 彦

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### 4 選定の経過

令和7年4月9日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5月21日	令和7年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
6月24日	令和7年第二回練馬区議会定例会 (練馬区立障害者自立支援施設条例の一部を改正する条例議決)
7月2日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月17日	募集説明会（参加団体数1）
7月11日～8月12日	応募書類受付（応募団体数1）
8月20日	経営診断委託
8月29日	第3回指定管理者選定小委員会 (応募団体運営施設の実地調査) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
10月27日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

12月12日 令和7年第四回練馬区議会定例会  
(指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、利用者の高齢化や障害の重度化に対応した支援を充実する提案があること、地域住民や関係機関等と連携し、地域に根差した施設運営が期待できること等の理由により、社会福祉法人東京援護協会が練馬区立中村橋福祉ケアセンターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

支払委託料比率が低く、補助金や委託費のみに頼らない自主運営努力が行われている。

また、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

機関誌やホームページで事業報告、決算書類等を掲載するなど、積極的な情報公開に努めており、団体運営の透明性・公正性が確保されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。

団体の施設運営実績

平成25年から心身障害者福祉センターを業務委託により運営しているほか、同種・同規模施設として、東京高次脳機能障害者支援ホームや板橋区立三園福祉園等の運営をしている。また、区内施設の指定管理者として、関町福祉園、しらゆり荘を運営しており、安定した施設運営を行う十分な実績がある。

区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

施設運営体制

法人のスケールメリットを生かし、必要に応じて施設間での応援体制を組む等、人事面および人材育成におけるバックアップ体制を整備する提案があ

り、評価できる。

大学生を対象にした仕事体験や、内定者向けの交流会、外国人留学生向けの説明会の実施のほか、SNSの活用等により積極的に人材確保に取り組む提案があり、評価できる。

新規採用者および異動者に対して、先輩職員がマンツーマンで指導する「プリセプター制度」を導入するほか、法人内の施設間交流研修の実施により、職員の職場定着や資質向上を図る提案があり、評価できる。

#### 利用者等への対応

年2回の定例会および隨時開催の虐待防止委員会の中で、職員研修の計画策定や虐待防止体制の点検等を実施するほか、虐待防止チェックリストを活用した自己点検を年2回行うことで、権利擁護の意識を高めていく提案があり、評価できる。

また、従来の苦情受付窓口の配置に加え、指定管理者制度導入後は施設内に投書箱を設置することにより、利用者やその家族が安心して施設を利用できる環境作りに努めていく提案があり、評価できる。

#### 施設の維持管理・安全性への配慮

法人が定める「リスクマネジメント指針」に基づき、各施設にリスクマネージャーを設けるとともに、ヒヤリハット報告を義務付け、リスク管理を徹底する提案があり、評価できる。

緊急時メール送受信訓練や災害時伝言ダイヤル活用訓練などの防災訓練を毎月実施し、職員や利用者、その家族の防災意識を高める取組を行う提案があり、評価できる。

#### 効率的な管理運営

職員一人ひとりの能力や適性を把握し、適材適所の人員配置に努めるほか、専門性や効率性を考慮した範囲で再委託を行うなど、効率的に管理運営を実施する提案があり、評価できる。

#### 施設特性に応じた評価項目

生活介護においては、ICT相談窓口と連携し、ICT機器を活用することで、利用者の意思に沿った支援を充実する提案がある。また、医療的ケアが必要な利用者に対しては、音楽活動やマッサージなど、五感を通して経験する活動のほか、様々な人と関わる機会を設ける提案があり、いずれも評価できる。

自立訓練においては、高次脳機能障害者に対し、専門職の多職種連携による多様な症状に応じた訓練を行うほか、ソーシャルスキルトレーニングを実施することにより、日常生活や社会生活への復帰に向けた支援を行う提案がある。また、自主的サークル活動支援として地域ボランティアを活用していく提案があり、いずれも評価できる。

さらに、指定管理者制度導入後に新たに開始する支援として、以下の提案があった。

失語症の当事者、家族、支援者の交流の促進等を目的に、サロンを開催す

る。また、利用者の高齢化に備えて、中村橋区民センターにある街かどケアカフェでのフレイル予防などの催しに参加し、必要な情報を活動プログラムに反映する。さらに、障害者の生活の質の向上を図るために、医療的ケアを必要とする重症心身障害者も含めて入浴支援を実施するほか、社会と関わる喜びを感じられる環境作りとして、自主生産品の製作・販売に取り組む。

これらは、法人の創意工夫による取組によって利用者への支援の向上が期待できる提案であり、評価できる。

#### 地域への貢献

芋掘りや音楽会など地域住民とともに活動するほか、練馬区高次脳機能障害者支援協議会による区民向けの講習会の実施など、地域住民への情報発信により相互理解を深めていく提案がある。特に、地域ボランティアとともに車椅子体験など障害者理解を進める活動の提案があり、評価できる。また、指定管理者制度導入後は、中村橋区民センター内にある学童クラブ、地域包括支援センターおよび地域集会所や近隣の福祉園、小学校等と連携した活動を通して、障害理解を深める取組をより充実する提案があり、評価できる。

## 別表

指定管理者選定（社会福祉法人 東京援護協会）の審査結果  
(練馬区立中村橋福祉ケアセンター)

## 1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体審査	1 安定性・継続性	補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点	4点
	2 組織体制	個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 情報公開の取組 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設運営実績	中村橋福祉ケアセンターと同種、同規模施設の運営実績 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者か否か	区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点	0点
提案審査	5 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 感染症拡大防止のための取組	30点	24点
	6 利用者等への対応	利用者への公平公正な対応 利用者等の人権の配慮 苦情解決体制 職員の接遇に関する取組	30点	24点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	8 効率的な管理運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に応じた評価項目	障害特性に応じた利用者支援の取組 重度化、高齢化に対応した利用者支援の取組 障害のある方が、地域で暮らし続けるための取組	30点	24点
	10 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
	合 計			200点 152点